

## 新潟国際情報大学における公的研究費の管理・運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から新潟国際情報大学（以下「本学」という。）に交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関しての必要な事項を定め、競争的資金等の適切な管理及び業務の効率的な運用を図ることを目的とする。

### (責任体系の明確化)

第2条 最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者を以下に定め、責任をもって競争的資金等の管理を行うものとする。

#### (1) 最高管理責任者

- ・職 名 学長
- ・責任と権限 本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

#### (2) 統括管理責任者

- ・職 名 事務局長
- ・責任と権限 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

- ・職 名 総務課長
- ・責任と権限 統括管理責任者の指示の下、学部、事務局における競争的資金等の運営・管理についての責任と権限を持つ。

### (役割)

第3条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定する。

3 最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用が行われる懸念が常にあるという前提の下で、不正な使用を発生させる要因を把握し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築に努める。

第4条 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

第5条 コンプライアンス推進責任者は、具体的な不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管

理・監督する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の管理・執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職務分掌)

第6条 本学は、競争的資金等の事務処理手続きを定め、教職員に対して周知徹底する。また、運用の実態が乖離していないか常に見直しを行う。

- 2 事務処理手続き及び相談を受け付ける窓口は、総務課とする。総務課は、効率的な研究を適切に支援する責務を負う。
- 3 会計課は、予算執行状況及び実態と乖離がないかを検証し、問題があれば勧告する。

(関係者の意識向上)

第7条 研究費の使用及び管理に関わる教職員は、コンプライアンス教育の受講の義務を負うとともに、誓約書をコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

(不正防止計画)

第8条 最高管理責任者は、不正を防止するために最大限の注意を払うことを大学内外に言明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

- 2 不正防止計画を推進する担当部署は総務課とする。

(告発等の窓口)

第9条 機関内外からの通報(告発)受付窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。

(不正に係る措置)

第10条 不正に係る情報があった場合は、統括管理責任者を通じ、最高管理責任者に報告しなければならない。

第11条 不正に係る調査の体制・手続等については、別に定める規程(新潟国際情報大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程)による。

(業者への対応)

第12条 業者に対して、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書等の提出を求める。

- 2 不正な取引に関与したに対しては、別に定める規程(学校法人新潟平成学院固定資産及び物品調達規程)に基づき、必要な措置を行う。

(監査)

第13条 監査については、別に定める規程(学校法人新潟平成学院内部監査規程)による。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成28年10月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。